

塚田地区 塚田南小学校周辺地域の皆様へ

船橋市教育委員会
(公印省略)

塚田南小学校の指定校変更の受け入れについて

日頃より船橋市の教育行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年4月に開校しました塚田南小学校については、隣接する塚田小学校の教室不足解消を図るため、一部地域に限定し、指定校変更を許可した経緯がございます。

令和9年度についても、塚田南小学校が過大規模校(31学級以上)ではあるものの、下記のとおり一部地域のみに限定して塚田南小学校への指定校変更を許可することとします。

塚田小学校及び塚田南小学校の学習環境をよりよく保つために必要な施策であることをご理解くださいますようお願いいたします。

なお、塚田地区の令和9年4月入学予定の児童の保護者には、10月中旬に発送する就学時健康診断のご案内等とあわせて、指定校変更のご相談等について個別にお知らせいたしますので、そちらをご確認ください。

記

1 令和9年4月入学予定の児童を対象とする塚田南小学校への指定校変更許可地域

北本町2丁目のうち、塚田小学校通学区域

(北本町2丁目19番3号～5号・7号～9号、20番7号・8号・10号～13号・15号の一部、21番～33番、37番【29号・30号を除く】、38番、39番、42番～63番、64番17号～19号、65番、66番23号・24号)

2 上記の地域に限定して許可する理由

- ① 塚田小学校の教室不足解消を図りつつ、塚田南小学校の過大規模化を極力抑えるため、塚田小学校の学区の一部地域に限定。
 - ② 平成29年度に塚田南小学校の学区を決定した際、学校規模の適正化(児童数の調整)を図るため、やむなく町会・自治会境にて学区を二分した北本町2丁目を対象地域に限定。
- ※ 令和10年度以降の入学児童につきましては、両校の児童数・学級数の推移をみて、改めて検討いたします。上記の地域についても令和10年度以降は指定校変更の受け入れ対応を変更する可能性がありますことをご承知ください。(ただし、弟・妹が入学するとき、上のお子さんが塚田南小学校に在籍している場合は、「きょうだいが在籍している場合」の理由で指定校変更を申請することができます。)

《問合せ先》

船橋市教育委員会 学務課学事係 電話:047-436-2853 Fax:047-436-2854
Mail:gakumu@city.funabashi.lg.jp